

### 文化芸術活動を支援します

対象団体等▽市民団体 平成27年度中にエコルマホールを使用予定で、代表者等の住所または団体の事務所および活動の拠点が市内にある団体

▽新人・若手アーティスト 市内に2年以上居住している満35歳以下の方(4月1日現在)で、狛江市文化振興事業団の公演等の事業に協力できる方

対象事業支援決定後に行う事業で次に該当するもの

▽市民団体 市内で行われる文化芸術活動事業、創造的かつ先駆的な事業、市民ニーズや地域性に適合した特徴ある事業

▽新人・若手アーティスト エコルマホールまたは他ホール等

▽実施する事業、芸術性豊かな事業

支援内容▽市民団体 ホール基本使用料および20万円を上限とする経済的支援、事業団職員およびエコルマサポーターズによる人的支援

▽新人・若手アーティスト 40万円を上限とする経済的支援、事業団職員およびエコルマサポーターズによる人的支援

選考書類およびプレゼンテーション(3月3日(火)実施)

申請2月16日(月)までに、申込書、事業計画書および収支予算書等を一般財団法人狛江市文化振興事業団(34330) 4106(火曜日休館)へ。

### 市民センター(中央公民館・中央図書館)を考える市民の会(仮称)がスタートします

立ち上げの会と記念講演「大人が学ばなければならないこと『当事者主権』と市民自治」ということ

市民センター改修については、改修検討委員会で報告書をまとめましたが、改修計画は一度中止し、今後、市民の皆さんと一緒に検討を行います。

新たに「市民センターを考える市民の会(仮称)」を組織し、分科会等を経て報告書をまとめていきますので、積極的にご参加ください。

第1回目は、上野千鶴子さん(認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長)による講演を実施します。



上野千鶴子さん(撮影: 岡戸雅樹)

市民センター改修については、改修検討委員会で報告書をまとめましたが、改修計画は一度中止し、今後、市民の皆さんと一緒に検討を行います。

新たに「市民センターを考える市民の会(仮称)」を組織し、分科会等を経て報告書をまとめていきますので、積極的にご参加ください。

第1回目は、上野千鶴子さん(認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長)による講演を実施します。

## まもなく税の申告時期です

市民税・都民税は課税課、所得税・復興特別所得税、国外財産調査書は武蔵府中税務署(042-362-4711)

平成27年度市民税・都民税の申告と、平成26年分所得税・復興特別所得税の確定申告書の受付を2月16日(月)から始めます。

申告期限が近づくと窓口が大変混雑します。早めに申告の準備をされまようお願いします。

平成27年度市民税・都民税の申告

2月16日(月)～3月16日(月)土曜日(除く) および2月22日(日)、3月8日(日)(午前9時～午後1時)

申告課税課へ。

平成26年分の所得税・復興特別所得税の確定申告等

2月16日(月)～3月16日(月) 30分開場

所防センター4階会議室 定員200人

申請住所・氏名・電話番号を窓口、ファクスまたはchukou@city.komaie.jp、中央公民館(34380) 4411、(34380) 3341へ。

▽会場が混雑している場合は、受付を早めに打ち切ることがありますので、午後4時ごろまでにお越しください。

▽「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」および「申告書用紙」は、国税庁http://www.nta.go.jp/からダウンロードできます。また、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」を必ず記載してください。

▽平成23年分以後は、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税・復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受けるための確定申告はできます。

なお、確定申告が必要ない場合でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

平成26年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、平成27年3月16日(月)までに「国外財産調査書」を提出しなければなりません。

なお、提出がない場合や正しく記載されていない場合は、加算税の加重措置が適用される他、罰則が適用される場合があります。

税理士会による無料申告相談会

2月9日(月)・10日(火)・12日(木) 13日(金)

※詳細は、広報こまえ2月1日号でお知らせします。

音声で案内します

自動音声案内に従い要件に応じて番号を選択してください。

「0」番 個人の確定申告に関する相談

「1」番 国税に関する一般的な相談

「2」番 税務署への問い合わせ

国外財産調査書の提出について

平成26年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、平成27年3月16日(月)までに「国外財産調査書」を提出しなければなりません。

なお、提出がない場合や正しく記載されていない場合は、加算税の加重措置が適用される他、罰則が適用される場合があります。

### 平成26年分から適用となる 所得税の主な改正点

■住宅借入金等特別控除の改正

▽建築後使用済みの家屋(耐震基準等に適合しない)を取得した場合、家屋の取得日以前に耐震改修を行う申請等をし、居住開始までに耐震基準適合の証明を受けた場合は、住宅借入金特別控除の適用を受けられることができるようになります。

▽特定取得(住宅の取得価額等に含まれる消費税額等が新消費税率(8%)の場合、住宅借入金等の年末残高の限度額が4,000万円(認定住宅の場合は、5,000万円)となりました。

■少額減価償却資産の特例の延長

▽中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用期限が、平成28年3月31日までとなりました。

※一定の青色申告者が、適用期限までに取得等した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満である少額減価償却資産は、一定の要件の下、その取得価額の合計額の内300万円までを業務の用に供した年分の必要経費に算入することができま。

■非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税制度(NISA)が施行されました。

■記帳・保存義務の拡大

▽平成26年1月から事業所得・不動産所得・山林所得を有する全体的方は、記帳および記簿書類の保存が必要となりました。

■消費税法の改正

▽平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。

※詳しくは、国税庁http://www.nta.go.jp/をご覧ください。

**確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で**

自宅のパソコンとプリンターを使って、所得税および復興特別所得税、消費税等の確定申告や青色申告決算書等が作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送等により提出できます。

詳しくは、国税庁http://www.nta.go.jp/をご覧ください。

☎ヘルプデスク0570(01)5901

**電子証明書の取得はお早めに**

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に必要な電子証明書の申請には、住民基本台帳カードが必要です。

また、電子証明書の有効期限内(発行日から3年間)であっても、住所の異動や修正、氏名等の変更があった場合は、自動的に失効します。

電子証明書の更新手続きは、有効期限の3カ月前からできます。確定申告時期が近づくと、窓口が大変混雑しますので、早めに申請をお願いします。

☎市民課